第11245号 平成17年4月4日(月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	百	ī	小																		
O_{2}	土砂	災	害警	戒▷	区域	等の	指定									 	 (砂	防	課)	1
							確認														2
01	呆安	林	の指	定方	包 業	要件	の変	更に	関	する	5 予 2	定…				 	 (森林	保全	全課)	2
\circ		"														 	 (")	3
0	道路	0	供用	開好	台											 	 (道路	総系	务課)	3
	_	:	$\overline{}$																		
							ĵ														3
0	八代	地	域農	業協	協同	組合	農地	保有	合	理化	1事	業規	程 0	り承	認	 	 (農業	振り	興課)	3
							験のほ														4
0	大規	l模	小売	店舍	甫立	地法	に基	づく	届	出に	2対`	する	市の	意(見	 	 (商工	政员	(親)	5
\bigcirc	土地	改	良区	役員	員の	住所	で 更									 	 (農村	計画	画課)	5
							<u>[</u>)	5
O_{2}			良区	役員	員の	住所	で更									 	 (")	5
	登		載	依																	
0 :	公示	にに	よる	通矢	∏											 	 (収用	委員	員会)	6

告 示

熊本県告示第 388 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57 号) 第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警 戒区域を次のとおり指定する。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本市河内町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 清田川 (201-1-005)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - ゥ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令で定める事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え おいて縦覧に供する。)

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 平川 (201-1-014)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令で定める事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え おいて縦覧に供する。)ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

- (3)
 - 小森川 (201-1-016)
 - 土砂災害警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

(4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

平谷(水谷川)(201-2-004)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令で定める事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

- 2 上益城郡御船町
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 戸ノ上川 (441-2-004)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令で定める事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

(2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

下姫椿川 (441-2-016)

- イ 土砂災害警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

十石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

熊本県告示第 389 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編	入	す	る	字
御所浦町字干場 2476 の 5、2476 の 4 及びこれらの区域に介在する無番地	御所浦	前町与	字椛ス	<u>k</u>	
地先並びに字椛本 2235 の 1、2234 の 3、字打越 2233 の 4、2233 の 5、2210					
の 25、2210 に隣接する道路、水路地先並びに字椛本 2236 に隣接する無番地					
地先並びに字打越 2210、2210 の 11 に隣接する道路に隣接する無番地地先公					
有水面埋立地					
4,714.36 平方メートル					

熊本県告示第 390 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 391 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 392 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年4月4日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供	用開	始す	る区	間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	玉名郡天水 同 所	、町大字属 同	E田字雨森 字	798番	6 地先から 1 地先まで	176.5	単道 改

2 供用開始する期日 平成17年4月5日

公 告

熊本県公告第236号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録 有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名または名	更新した
23 数 份 与	種 類	名 称	(%)	ての他の別俗	称及び住所	年 月 日
	炭酸力	20.0 粒	アルカリ分	普通肥料の公定規格	安田石灰工業株式会社	
熊本県肥	ルシウ	状炭酸	: 55.0	中炭酸カルシウム肥	熊本県八代市花園町9番	平成 17 年
第1254号	ム肥料	苦土石	可溶性苦土	料の「その他の制限	地の14	3月26日
	ムル付	灰	: 20.0	事項」のとおり	地ツ 14	

熊本県公告第 237 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第7条第4項の規定により同条第1項の規定に基づく農地保有合理化事業規程の承認をしたので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 農地保有合理化法人の名称 八代地域農業協同組合
- 事業の実施区域 八代市、坂本村、千丁町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村及び宇城 市 (小川町不知火地区に限る。) における農業振興地域 (農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された地域をいう。)の区
- 事業の種類
 - (1) 農地売買等事業(法第4条第2項第1号に規定する事業)
 - 農地信託等事業(法第4条第2項第2号に規定する事業)
- 農地保有合理化事業規程の承認日 平成 17 年 3 月 22 日

熊本県公告第238号

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定に基づき、平成16年度調 理師試験を次の要領で実施する。

平成17年4月4日

熊本県知事 義 子 潮 谷

試験期日 1

平成 17 年 8 月 16 日 (火)

午後1時30分から午後3時30分まで

試験場所

熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1-100

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

- 受験資格 4
 - (1)学 学校教育法第47条(高等学校の入学資格)に規定する者
 - 調理実務経験 食品衛生法施行令第5条1号、第11号若しくは第28号に掲げる 営業(飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業)又は寄宿舎、 学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの(1回 20 食以上又は1日50食以上)において、週4日以上かつ1日6時 間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 受験手続 5
 - (1)願書の配付

各保健所、熊本市の各保健福祉センター及び熊本県健康福祉部健康づくり推進課で配付する。ただし、県外居住者にあっては郵送での配付も行う。その場合、封筒 の表に「調理師試験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、90円切手をはった返信用封筒(縦 23.5 センチメートル、横 12 センチメートル)を同封のうえ、熊本県健 康福祉部健康づくり推進課(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号)に請求す ること。

(2)願書受付期間

> 平成17年6月6日(月)から平成17年6月10日(金)までとし、受付時間は、 午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み (県外居住者の 申込みに限る。)は、平成17年6月10日(金)までの消印のあるものに限り受け付 ける。

(3) 願書提出先

願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき(県外居住者の申込みに限る。)は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18 番1号) に送付すること。

- ア
- 熊本市居住者にあっては、熊本市保健所食品保健課 熊本市以外の県内居住者にあっては、熊本県の保健所 1
- 県外の居住者にあっては、熊本県健康福祉部健康づくり推進課 ウ
- (4)提出書類
 - 受験願書 (調理業務従事証明書を含む。)
 - 卒業証明書又は卒業証書の写し 1部

学校教育法第47条(高等学校の入学資格)に該当することを証する書類 卒業証書の写しの場合は、原本を提示して照合を受けること。

写真 1枚

提出前6か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦5センチメートル、横 4.5 センチメートルの本人であることが確認できる写真で、裏面に氏名及び撮影年 月日を明記したもの。

- 戸籍抄本又は戸籍謄本(提出前6か月以内に交付されたもの) 調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に 限る。
- 受験手数料 (5)

6,200 円の熊本県収入証紙 (郵送による申込みの場合は、6,200 円分の郵便小為替) 受験願書受理後の受験手数料は、一切返還しない。

(6)受験票の交付

受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。

合格発表

合格者は、平成 17 年 8 月 31 日(水)午前 10 時に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビー及び 保健所において、その受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。

- その他
 - 受験手続等に関する問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康づくり推進課(電話 096-383-1111)に行うこと。 (1)
 - (2) 熊本県個人情報保護条例第22条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得 点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。 なお、開示期間は合格発表の日から1か月間とし、開示場所は熊本県健康福祉部

健康づくり推進課とする。

熊本県公告第 239 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき平成16年 10月5日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出 があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦 覧に供する。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

大規模小売店舗の名称及び所在地

サニー桜木店

熊本市花立一丁目 116 番ほか

市町村意見の概要 2

a地点において、夏期に騒音の規制基準値を超過すると予測されているので、対策を 検討する必要があると思われる。

意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成17年4月4日から平成17年5月4日

熊本県公告第240号

上益城郡山都町矢部開パ地区土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出が あった。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏	名	新 住 所	旧 住 所
理事	藤本	英昭	上益城郡山都町御所 518 番地	上益城郡矢部町大字御所 518 番地
理事	堀	喜久	上益城郡山都町御所 3513 番地	上益城郡矢部町大字御所 3513 番地
理事	倉岡	隆生	上益城郡山都町下名連石 453 番地	上益城郡矢部町大字下名連石 453 番地
理事	井手	孝之	上益城郡山都町下名連石 661 番地	上益城郡矢部町大字下名連石 661 番地
理事	金井	邦夫	上益城郡山都町杉木 2536 番地	上益城郡矢部町大字杉木 2536 番地
理事	伴	誠一	上益城郡山都町御所 1128 番地	上益城郡矢部町大字御所 1128 番地
監事	倉岡	英治	上益城郡山都町下名連石 4261 番地	上益城郡矢部町大字下名連石 4261 番地
監事	因幡	昭一	上益城郡山都町黒川 271 番地	上益城郡矢部町大字黒川 271 番地
監事	兼瀬	洋一	上益城郡山都町鶴ヶ田 2039 番地	上益城郡清和村大字鶴ヶ田 2039 番地

熊本県公告第 241 号

上益城郡山都町矢部町土地改良区の役員の氏名を次のとおり変更した旨の届出があった。 平成 17 年 4 月 4 日

> 能木旦知事 油 公 恙 子

役職名	新	氏 名	旧	氏 名	住 所
監事	松永	孝輔	松本	孝輔	上益城郡矢部町大字下名連石 2934-8 番地

熊本県公告第 242 号

上益城郡山都町矢部町土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。 平成 17 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 子 義

役職名	氏 名	新住所	旧住所
理事	甲斐 利幸	上益城郡山都町御所 1432 番地 1	上益城郡矢部町大字御所 1432-1 番地
理事	橋本 益喜	上益城郡山都町男成 867 番地	上益城郡矢部町大字男成 867 番地
理事	坂本 安	上益城郡山都町下名連石 591 番地 1	上益城郡矢部町大字下名連石 591-1 番地
理事	園田孝太郎	上益城郡山都町田小野 976 番地	上益城郡矢部町大字田小野 976 番地
理事	西山 常雄	上益城郡山都町芦屋田 205 番地	上益城郡矢部町大字芦屋田 205 番地
理事	渡辺 幸澄	上益城郡山都町菅 205 番地	上益城郡矢部町大字菅 205 番地
理事	松本 澄雄	上益城郡山都町島木 4469 番地	上益城郡矢部町大字島木 4469 番地
監事	渡辺 保徳	上益城郡山都町菅 251 番地	上益城郡矢部町大字菅 251 番地
監事	西 嘉文	上益城郡山都町田小野 1823 番地	上益城郡矢部町大字田小野 1823 番地
監事	松永 孝補	上益城郡山都町下名連石2934番地8	上益城郡矢部町大字下名連石2934-8番地

登載依頼

熊本県収用委員会公告第5号

公示による通知

熊本県球磨郡五木村丙字金川 1106・1131 番 23、1153 番、1207 番、1242 番、1259 番の土 地所有者

氏名 山下耕司 (持分 45360 分の 21)

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町 12 番地

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成17年3月25日付け熊収第172号の書面(一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る審理開催通知書)

(注意)上記書面を受領しないときは、平成 17 年 4 月 15 日をもって書面の通知があった ものとみなされます。

平成 17 年 4 月 4 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃